

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除 又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 等の一部を改正する省令案について

令和 8 年 3 月
自治財政局財政課復興特別交付税室

1. 概要

東日本大震災復興特別区域法等に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める 2 省令について、適用期限の延長等を行う。

2. 主な改正内容

(1) 適用期限の延長

- ・ 令和 8 年 3 月 31 日に適用期限を迎える 2 省令について、国税の特例措置の延長等を踏まえて以下のとおり期限を延長等。
 - ・ 東日本大震災復興特別区域法に基づく省令（所得税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、復興特区税制の廃止に伴う経過措置）：2 年延長（令和 10 年 3 月 31 日まで）
 - ・ 福島復興再生特別措置法に基づく省令：3 年延長（令和 11 年 3 月 31 日まで）

(2) その他所要の整備

- ・ 所得税法等の一部を改正する法律に基づき、題名の改正及び条文中引用している条文の規定の条ずれ対応の整備。

3. 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

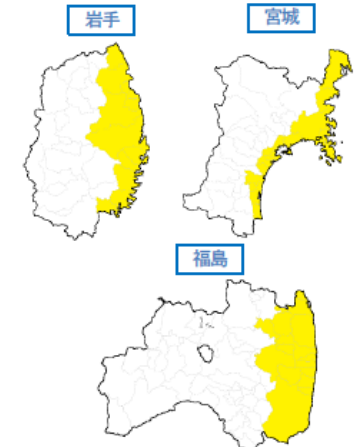
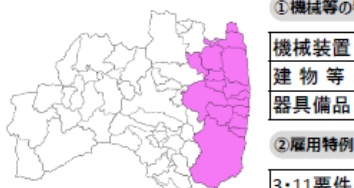

復興特区法・福島特措法に基づく税制による減収補填

○ 東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例（課税免除・不均一課税）に伴う地方税の減収補填について、国税に係る課税の特例の期限延長にあわせて、期限を延長する。

復興特区法

福島特措法

令和3年度～令和7年度まで


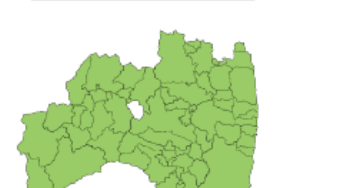
復興特区税制	イノベ税制(新設)	風評税制(新設)									
 <p>岩手 宮城 福島</p> <p>対象: 3県沿岸市町村 業種: 製造業、農林水産業、観光関連産業等</p>	 <p>対象: 福島県15市町村 業種: 農業、医療、ロボット、航空、再エネ、廃炉</p>	 <p>対象: 福島県全域 業種: 農林水産業、観光関連産業</p>									
<p>法人税、所得税 法人住民税、事業税</p> <p>①機械等の特別償却(税額控除)</p> <table border="1"> <tr><td>機械装置: 45% (14%)</td></tr> <tr><td>建物等: 23% (7%)</td></tr> <tr><td>—</td></tr> </table> <p>②雇用特例</p> <p>3.11要件(被災した事業者 に雇用されていた者・被災地に 居住していた者)</p> <p>税額控除: 9%</p> <p>③研究開発税制</p> <p>取得額の45%(中小企業等 以外は30%)を特別償却</p> <p>償却費を研究開発税制の特 別試験研究費とみなし、税額 控除も可能</p>	機械装置: 45% (14%)	建物等: 23% (7%)	—	<p>法人税、所得税 法人住民税、事業税</p> <p>①機械等の特別償却(税額控除)</p> <table border="1"> <tr><td>機械装置: 即時 (15%)</td></tr> <tr><td>建物等: 25% (8%)</td></tr> <tr><td>器具備品: 即時 (15%)</td></tr> </table> <p>②雇用特例</p> <p>3・11要件(15市町村内の事業 者に雇用されていた者・15市 町村内に居住していた者)＋ イノベ構想の推進に資する者</p> <p>税額控除: 15%</p> <p>③研究開発税制</p> <p>取得額を即時償却</p> <p>償却費を研究開発税制の特 別試験研究費とみなし、税額 控除も可能</p>	機械装置: 即時 (15%)	建物等: 25% (8%)	器具備品: 即時 (15%)	<p>法人税、所得税 法人住民税、事業税</p> <p>①機械等の特別償却(税額控除)</p> <table border="1"> <tr><td>機械装置: 即時 (15%)</td></tr> <tr><td>建物等: 25% (8%)</td></tr> <tr><td>器具備品: 即時 (15%)</td></tr> </table> <p>②雇用特例</p> <p>3・11要件(福島に所在する事 業者に雇用されていた者・福 島に居住していた者)</p> <p>税額控除: 10%</p>	機械装置: 即時 (15%)	建物等: 25% (8%)	器具備品: 即時 (15%)
機械装置: 45% (14%)											
建物等: 23% (7%)											
—											
機械装置: 即時 (15%)											
建物等: 25% (8%)											
器具備品: 即時 (15%)											
機械装置: 即時 (15%)											
建物等: 25% (8%)											
器具備品: 即時 (15%)											

令和8年度税制改正要望(案)

～R6:復興特交補填率10/10
R7:復興特交補填率 9/10

復興特交補填率10/10

復興特交補填率10/10

復興特区税制(廃止)	イノベ税制(拡充・延長)	風評税制(延長)
<p>※経過措置</p> <p>やむを得ない事情により令和7年度末まで に事業の用に供することができなかった機械 等について、特例を令和9年度末まで延長</p>	 <p>対象: 福島県15市町村 業種: ① 農業、医療、ロボット、航空、再エネ、廃炉 ② ①のほか、15市町村における産業集積の形成及び 活性化を図る上で中核となる事業</p> <p>【期限】令和10年度末(3年延長)</p>	 <p>対象: 福島県内全域 業種: 農林水産業、観光関連産業</p> <p>【期限】令和10年度末(3年延長)</p>

○総務省令第 号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十三条及び福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十六条等の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月 日

総務大臣 林 芳正

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条 東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

所得税法等の一部を改正する法律附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

(旧復興特区法第四十三条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号。以下「旧復興特区法」という。)第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 東日本大震災復興特別区域法(以下「法」という。)第四条第九項の規定による復興推進計画の認定の日(以下「認定日」という。)から令和八年三月三十一日(所得税法等改正法附則第七十二条第一項又は第八十条第一項の規定によりなおその効力を有する同法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「旧震災特例法」という。)第十条又は第七十二条の規定の適用を受ける場合にあつては、令和十年三月三十一日)までの間に、旧震災特例法第十条第一項、第十条の五第一項、第十七条の二第一項又は第十七条の五第一項の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「対象施設等」という。)を新設し、又は増設した者(当該事業を実施する個人事業者又は法人で旧復興特区法第三十七条第一項又は旧復興特区法第三十九条第一項に規定する指定事業者に該当するものであつて認定日から令和八年三月三十一日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。以下「指定事業者」という。)について、当該対象施設等の所在する道県が、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(当該道県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象施設等に係るものとして次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二・三 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

(法第四十三条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 東日本大震災復興特別区域法(以下「法」という。)第四十三条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第四条第九項の規定による復興推進計画の認定の日(以下「認定日」という。)から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十条第一項、第十条の五第一項、第十七条の二第一項又は第十七条の五第一項の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「対象施設等」という。)を新設し、又は増設した者(当該事業を実施する個人事業者又は法人で法第三十七条第一項又は法第三十九条第一項に規定する指定事業者に該当するものであつて認定日から令和八年三月三十一日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。以下「指定事業者」という。)について、当該対象施設等の所在する道県が、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(当該道県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象施設等に係るものとして次条により計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

〔二・三 同上〕

（福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条 福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十五年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう_に改める。

(法第二十六条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 福島復興再生特別措置法(以下「法」という。)第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画の法第十八条第四項の規定による提出のあった日(以下この条において「提出日」という。)から令和十一年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十条第一項、第十七条の第一項又は第二十五条の二の二第一項の表の第一号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「企業立地施設等」という。)を新設し、又は増設した者(法第二十条第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象認定事業者」という。)について、福島県が、当該企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(福島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)のうち当該企業立地施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二・三 略】

(法第三十八条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第十二号)の施行の日(以下「改正法施行日」という。)から令和十一年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二第一項、第十七条の二の三第一項又は第二十五条の二の三第一項の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「復興再生施設等」という。)を新設し、又は増設した者(法第三十八条の確認を受けた者に限る。以下「対象確認事業者」という。)について、福島県が、法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内において当該復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該復興再生施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二・三 略】

(法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合)

第三条 法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画の法第七十四条第三項の規定による提出のあった日(以下この条において「提出日」という。)から令和十一年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条第一項、第十七条の二第一項又は第二十五条の二

(法第二十六条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 福島復興再生特別措置法(以下「法」という。)第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第十九条第一項に規定する提出企業立地促進計画の法第十八条第四項の規定による提出のあった日(以下この条において「提出日」という。)から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十条の二第一項の表の第一号の第五欄、第十七条の二の二第一項の表の第一号の第五欄又は第二十五条の二の二第一項の表の第一号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「企業立地施設等」という。)を新設し、又は増設した者(法第二十条第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象認定事業者」という。)について、福島県が、当該企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(福島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)のうち当該企業立地施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二・三 同上】

(法第三十八条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第三十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第十二号)の施行の日(以下「改正法施行日」という。)から令和八年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二第一項、第十七条の二の三第一項又は第二十五条の二の三第一項の規定の適用を受ける施設又は設備(以下「復興再生施設等」という。)を新設し、又は増設した者(法第三十八条の確認を受けた者に限る。以下「対象確認事業者」という。)について、福島県が、法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内において当該復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該復興再生施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二・三 同上】

(法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合)

第三条 法第七十五条の五に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画の法第七十四条第三項の規定による提出のあった日(以下この条において「提出日」という。)から令和八年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二第一項の表の第二号の第五欄、第十七条の二の

の二第一項の表の第二号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第七十五条の二の指定を受けた者に限る。以下「対象指定事業者」という。）について、福島県が、当該特定事業活動施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特定事業活動施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二・三 略】

（法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合）

第四条 法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画の法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和十一年三月三十一日までの間に震災特例法第十条第一項、第十一条第一項、第十七条の二第一項、第十八条第一項、第二十五条の二の二第一項の表の第三号の第五欄又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「新産業創出等推進事業施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第八十五条の二第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象新産業創出認定事業者」という。）について、福島県が、当該新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二・三 略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

【二第一項の表の第二号の第五欄又は第二十五条の二の二第一項の表の第二号の第五欄の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第七十五条の二の指定を受けた者に限る。以下「対象指定事業者」という。）について、福島県が、当該特定事業活動施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特定事業活動施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二・三 同上】

（法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合）

第四条 法第八十五条の八に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画の法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に震災特例法第十条の二第一項の表の第三号の第五欄、第十一条第一項、第十七条の二の二第一項の表の第三号の第五欄、第十八条第一項、第二十五条の二の二第一項の表の第三号の第五欄又は第二十六条第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「新産業創出等推進事業施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第八十五条の二第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象新産業創出認定事業者」という。）について、福島県が、当該新産業創出等推進事業施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該新産業創出等推進事業施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

【二・三 同上】

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法第二十六条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第五条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。